第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

第十七条第二項第七号及び第十八条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十七条第二項第七号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本不足額は、第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額からその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二　第十八条第二項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本不足額は、第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額からＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

第二十一条第一項中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

第二十一条第二項第一号を次のように改める。

一　第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、その他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又はＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第十七条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

第二十一条第二項第二号中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に、「前号」を「前号イからトまで」に改め、同項第三号中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に、「第一号」を「第一号イからトまで」に改め、同条第三項中「銀行は」を「第一項の規定にかかわらず」に、「次の各号に定めるもの」を「次に掲げるもの」に改める。

第二十二条及び第二十三条中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額」に、「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に改め、同条第三項中「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に、「第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額」を「並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額」に、「第十八条第一項第三号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第六項中「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に、「、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額を控除した額」を「並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額」に改める。

第二十五条中「自己資本比率基準」の下に「（以下「国内基準」という。）」を加える。

第二十八条第一項中「その他有価証券評価差損」の下に「（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。第四十条第一項において同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加え、同項第一号中「のれんに相当